

◆当金庫の自己資本の充実の状況等について ～定的な事項～

1.自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

・普通出資

①発行主体：上越信用金庫

②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：762百万円
平成26年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポートジャーナーが特定分野に集中することなく、リスクの分散を図っております。（さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も遞減しております、ほとんど依存しておりません。）

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとの収支計画に基づく業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っております。また、信用リスクの評価については、信用リスクの計量化を行うとともに、信用格付制度の構築の為、インフラの整備を進めているところです。

信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会に報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産自己査定規程」及び「貸倒償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率により算定するとともに、その結果については、監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポートジャーナーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

・(株)格付投資情報センター(R&I)

・(株)日本格付研究所(JCR)

・ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク(Moody's)

・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失（信用コスト）を軽減するため、お取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。但し、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいたいた上でご契約いただくな等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢに定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体保証、しんきん保証基金等保証会社、その他未担保預金等が該当します。そのうち地方公共団体保証は政府保証と同様に、また、しんきん保証基金等は適格格付機関が付与する格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートジャーナーの種類に偏ることのないようリスク分散に努めています。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、該当ありません。

6.証券化エクスポートジャーナーに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

購入にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」に則って取扱っております。

リスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、常勤理事会等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

(2)証券化エクスポートジャーナーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(4)証券化エクスポートジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートジャーナーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

・(株)格付投資情報センター(R&I)

・(株)日本格付研究所(JCR)

・ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク(Moody's)

・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

自己資本の充実の状況（定性的な事項）

7. オペレーション・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーション・リスク管理規程」に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務規程・要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには奉公機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

現状、一連のオペレーション・リスクに関連するリスクの状況については、リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポート・ジャヤ又は株式等エクスポート・ジャヤに関するリスク管理の方針及び手続手法

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託については、時価評価及び予想損失額(20%下落)によるリスク計測によって把握するとともに、金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、定期的にALM委員会、リスク管理委員会及び常勤理事会へ報告しております。

非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金については、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測方法

預金・貸出金は「ラダー計算方式」、有価証券は「GPS方式」

・コア預金

対象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
満期：5年以内（平均2.5年）

・金利感応度資産・負債

預金・貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

100BPV(1%上昇)

・リスク計測の頻度

月次（前月末基準）



<用語解説>

1.コア資本

新たにバーゼルⅢに盛り込まれた金融機関の経営の安定度を測る指標の一つで、資本金と内部留保の合計である返済の必要がない最も安定度が高い資本のことです。

2.エクスポートージャー

経済的なリスク資産で、主に貸付金・有価証券投資・信用供与・為替など市場の価格変動リスクに直接晒される資産を総じてエクスポートージャーと呼びます。

3.繰延税金資産

金融機関が不良債権の貸倒れに備えて引き当てる費用が、税法上、当期費用として認められずに支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産をいい、会計上と税法上の税額の差異を貸借対照表に計上するために設けられます。

4.クレジットポリシー

与信業務の手続きの方法や基本的な考え方を示したものです。

5.ALM

ALM(アセット・ライアビリティー・マネジメント)は、主に金融機関で用いられるリスク管理手法で、総合的な資産と負債の管理をいい、一般的には市場金利に対する資産・負債の価格変動のリスク管理などがあります。

6.リスクウェイト

BIS規制における自己資本算出の際に分母となる総資産に乘じるリスク度合いの掛目をリスクウェイトといい、保有資産毎に分類して用います。

7.信用リスク削減手法

金庫が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。なお、信用リスク削減手法では、現金、自金庫預金、国債等の適格金融資産担保、同保証(国・地方公共団体等)や自金庫の預金と貸出金との相殺等があります。

8.証券化エクスポートージャー

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などをその資産価値を裏付けにして証券に組み替え、第3者に売却することにより、流動化(証券化)した(された)資産のことをいいます。

9.信用リスク・アセット

貸出金、有価証券などリスクを有する資産のことで、BIS規制で自己資本比率を算出する際にはリスク・アセットを分母、自己資本を分子として計算しますが、その際に各資産のリスクの大きさに応じてリスクウェイトという掛目を乗じて算出した資産をいいます。

10.基礎的手法

オペレーションナルリスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つで、粗利益に15%を乗じて得た額の直近3年間の平均値(オペレーションナルリスク相当額)を算出する方法です。

11.金利(BPV)

「ベース・ポイント・バリュー」の略で金利リスク指標の一つ。金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化したときの債券などの現在価値の変化額を表します。

12.GPS方式

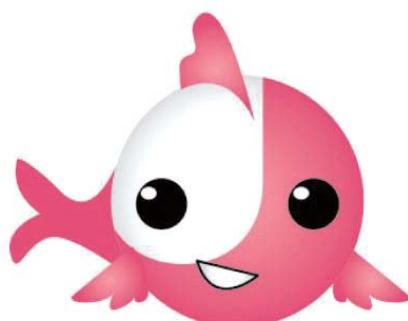
「グリッド・ポイント・センシティビティー」といい、金利リスク指標の一つ。一定期間毎に設定した基準点(グリッド)の金利をそれぞれ個別に変化させて現在価値の算出を行い、任意グリッドの金利変化に対する現在価値の変化額を計測する方式です。

13.ラダー計算方式

保有する資産・負債において、固定金利のものは残存期間、変動金利のものは金利更改期までの期間に応じて、期間区分別に表に割り振り、リスク量を計測する方式です。

14.コア預金

コア預金とは明確な金利改定期間がなく、お客様のご要望により随时払い出すことができる預金(普通預金・当座預金等の流動性預金)のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をいいます。



自己資本の充実の状況（定量的な事項）

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,943		11,225	
うち、出資金及び資本剰余金の額	764		762	
うち、利益剰余金の額	10,202		10,486	
うち、外部流出予定期(△)	22		22	
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	171		166	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	171		166	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された 資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに 相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	34		30	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	11,149		11,422	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに 係るもの)の額の合計額	—	—	3	14
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—	3	14
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—	1	6
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	7	30
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	—		12	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(口))(ハ)	11,149		11,409	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	72,359		66,938	
資産(オン・バランス)項目	72,245		66,810	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△8,247		△5,656	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)	18		14	
うち、繰延税金資産	3		6	
前払年金費用			30	
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△8,345		△5,783	
うち、上記以外に該当するものの額	76		76	
オフ・バランス取引等項目	113		128	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,042		4,802	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	77,401		71,740	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.40%		15.90%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出してあります。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況 (定量的な事項)

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位 : 百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット 所要自己資本の額の合計※1	72,359	2,894	66,938	2,677
①標準的手法が適用される ポートフォリオごとの エクスボージャー※2	80,606	3,224	72,594	2,903
ソブリン向け	230	9	229	9
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	14,101	564	13,793	551
法人等向け	20,648	825	18,093	723
中小企業等向け及び個人向け	24,000	960	23,084	923
不動産取得等事業向け	3,920	156	4,267	170
3ヵ月以上延滞等	276	11	202	8
取立未済手形	3	0	2	0
信用保証協会等による保証付	311	12	416	16
出資等	35	1	73	2
上記以外	17,077	683	12,431	497
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー	13,909	556	9,638	385
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスボージャー	671	26	671	26
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー	65	2	63	2
上記以外のエクスボージャー	—	—	—	—
②証券化エクスボージャー※3	—	—	—	—
③複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	97	3	126	5
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	△8,345	△333	△5,783	△231
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連エクスボージャー	—	—	—	—
口. オペレーションル・リスク 相当額を8%で除して得た額	5,042	201	4,802	192
八. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	77,401	3,096	71,740	2,869

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスクを算定しています。

<オペレーションル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項

(証券化エクスボージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスボージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

エクスボージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスボージャー期末残高						三月以上延滞 エクスボージャー	
	貸出金等、 オフ・バランス取引		債 券		平成25年度 平成26年度			
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度		
国 内	212,321	216,393	76,402	73,290	75,596	79,721	485 284	
国 外	3,407	1,905	—	—	3,407	1,905	—	
地 域 別 合 計	215,728	218,299	76,402	73,290	79,004	81,627	485 284	
製 造 業	12,609	10,476	6,397	5,970	6,211	4,505	82 —	
農 業 、 林 業	102	124	102	124	—	—	—	
漁 業	27	23	27	23	—	—	—	
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	9,223	8,683	8,822	8,282	400	400	35 61	
電気・ガス・熱供給・水道業	6,706	6,667	17	15	6,688	6,651	—	
情 報 通 信 業	1,115	577	396	359	700	200	—	
運 輸 業 、 郵 便 業	1,045	702	441	534	601	164	—	
卸 売 業 、 小 売 業	7,402	6,423	5,585	5,013	1,817	1,410	164 144	
金融業・保険業	80,386	80,751	2,668	2,679	21,852	18,831	—	
不 動 产 業	6,030	5,325	5,117	4,614	902	701	65 —	
物 品 貸 貸 業	1,754	1,535	450	432	1,301	1,101	—	
学術研究・専門・技術サービス業	322	249	322	249	—	—	2 —	
宿 泊 業	1,268	1,196	1,266	1,193	—	—	—	
飲 食 業	1,598	1,429	1,598	1,429	—	—	27 —	
生活関連サービス業・娯楽業	1,479	1,172	1,479	1,171	—	—	—	
教育・学習支援業	125	211	125	211	—	—	—	
医 療 、 福 祉	3,430	3,521	3,430	3,521	—	—	—	
その他のサービス	2,378	2,480	1,853	1,954	525	525	0 —	
国・地方公共団体等	50,608	59,197	12,178	11,622	38,000	47,132	—	
個 人	24,120	23,885	24,120	23,885	—	—	108 78	
そ の 他	3,992	3,663	—	—	—	—	—	
業種別合計	215,728	218,299	76,402	73,290	79,004	81,627	485 284	
1 年 以 下	45,074	44,216	16,064	15,148	12,542	6,014		
1 年 超 3 年 以 下	67,155	62,681	15,098	13,556	14,657	15,945		
3 年 超 5 年 以 下	23,662	22,730	10,928	9,949	12,253	12,138		
5 年 超 7 年 以 下	21,457	17,430	6,483	6,651	14,974	10,779		
7 年 超 10 年 以 下	28,519	26,199	9,103	8,122	19,416	18,077		
1 0 年 超	17,048	31,444	11,888	12,773	5,159	18,671		
期間の定めのないもの	12,810	13,595	6,835	7,089	—	—		
残存期間別合計	215,728	218,299	76,402	73,290	79,004	81,627		

(注) 1. 信用リスクエクスボージャーに係るデリバティブ取引はありません。

2. 「三月以上延滞エクスボージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスボージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

28ページに記載しておりますのでご覧ください。

自己資本の充実の状況（定量的な事項）

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高					
					目的使用	その他						
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度		
製造業	186	234	47	△49	—	2	186	231	234	182	10	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	706	754	50	17	2	43	703	710	754	728	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	3	0	△0	△0	1	—	1	0	0	—	—	
卸売業、小売業	382	120	3	△4	265	4	116	116	120	112	11	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業	176	178	1	△7	—	56	176	122	178	114	—	
物品賃貸業	—	55	55	1	—	—	—	55	55	57	—	
学術研究・専門・技術サービス業	3	2	△0	△0	1	1	2	0	2	—	—	
宿泊業	197	198	1	6	—	—	197	198	198	204	—	
飲食業	86	80	△4	△6	0	31	85	49	80	43	—	
生活関連サービス業、娯楽業	90	85	△4	△63	—	22	90	63	85	—	—	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	6	24	18	△5	—	—	6	24	24	19	—	
その他のサービス	23	21	△1	△8	—	4	23	17	21	8	—	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	219	204	△6	△1	7	32	211	172	204	171	—	
合計	2,082	1,963	161	△123	279	199	1,802	1,764	1,963	1,641	22	

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	—	1,780	1,732	12,775	22,507	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

7. 出資等エクspoージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	707	707	707	707
合計	707	707	707	707

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

評価損益	平成25年度	平成26年度
	—	—

8. 金利リスクに関する事項

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクspoージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクspoージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
0%	—	59,991	—	71,390
10%	—	5,196	—	6,572
20%	3,607	69,523	2,110	68,474
35%	—	—	—	—
50%	27,035	155	23,219	20
75%	—	26,777	—	25,245
100%	901	19,731	1,210	18,718
150%	—	55	—	91
250%	—	3,239	—	1,529
合計	216,214	—	218,584	—

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しております。

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

・該当ございません

6. 証券化エクspoージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

・該当ございません

ロ. 投資家の場合

・該当ございません

口. 出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
売却益	—	—
売却損	0	—
償却	—	—

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

・該当ございません

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを100BP(市場金利が上下に1%変動した時に受ける金利リスク量)として金利リスクを算出してあります。